電話による立入検査（通信査察）

事業所等の関係者の皆様には、建物等が火災予防上適切に維持管理されているかどうかについて、電話にて確認させていただきます。状況に応じて、防火に関する指導を行う場合がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

通信査察の流れ

1　事前調査

（1）消防署から通信査察の事前調査の電話をさせていただきます。

※通信査察時は時間がかかることから、事前に対応者や対応可能日時について確認させていただきます。もし、事前調査時に対応可能であれば、そのまま通信査察を実施させていただきます。

（2）かかってきた電話が本当に消防職員であるか不審に思われた時は、次の確認作業をお願いします。

・電話を一度切り、下記の電話番号等を参考に、消防署・分署に電話をいただき、電話した担当者の確認をしていただきます。

・担当者の確認が取れましたら、担当者が再度折り返しますので、日程調整又は通信査察を実施させていただきます。

管轄範囲	担当消防署・分署	電話番号
鳥栖市内（弥生が丘、今町除く）	鳥栖消防署	0942－83－7997
基山町、鳥栖市内（弥生が丘、今町）	鳥栖消防署　基山分署	0942－92－7911
みやき町、上峰町	西消防署	0942－89－3050

2　通信査察の実施

電話にて防火対象物の情報、消防用設備や基本的な防火管理の状況など以下の内容を聞き取り調査させていただきます。

・建物の名称
・対応いただく方のお名前や役職など
・増改築の有無、レイアウト、用途変更の有無
・関係者情報（所有者・管理者・占有者）の変更の有無
・通路、階段、出入口など避難経路の管理の状況
・火気設備等の使用の状況
・危険物、指定可燃物の貯蔵や取扱いの状況
・防火管理者（選任されている場合）の変更の有無
・消防訓練の状況
・消防用設備等の管理の状況
・その他必要な事項

3　追跡調査

・調査時に指摘された事項について、改善状況を確認させていただきます。
・改善の状況に応じて、立入検査を実施させていただきます。